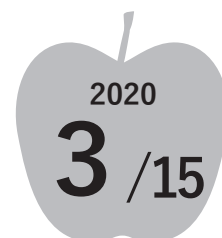


広報 ひろさき



No.338

4/1 から

弘前市成年後見支援センターを移転&リニューアル 弘前圏域権利擁護支援センター開設

急速な高齢化に伴い、成年後見制度の利用増加が予想されることから、現在、相談窓口として開設している「弘前市成年後見支援センター」を、4月1日（水）からヒロ口3階へ移転し、弘前圏域8市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）の住民が利用できる「弘前圏域権利擁護支援センター」として開設します。

成年後見制度を利用するなど、今後判断力が低下しても安心して地域で暮らせるよう、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会などと連携して相談支援を行いますので、気軽にご相談ください。

弘前圏域権利擁護支援センター

【主な業務内容】

権利擁護に関する相談支援／成年後見制度に関する広報・啓発、利用促進／後見人等の活動支援

▼ところ ヒロ口（駅前町）3階ヒロ口スクエア内

▼相談受付時間 午前9時～午後4時（事前予約優先）

▼休館日 毎週日・月曜日、年末年始

▼相談料 無料

■問い合わせ先 弘前圏域権利擁護支援センター（☎26-6557）／福祉総務課総務係（☎40-7037）

※3月31日（火）までは、弘前市成年後見支援センター（茂森町、☎31-0430）で相談に応じます。

▼駐車場（右図参照）①ヒロ口駐車場（駅前町）、②弘前駅中央口駐車場（表町）、③弘前駅城東口駐車場（城東中央1丁目）をご利用ください。

※相談窓口へ駐車券をお持ちください。3時間まで無料となります。

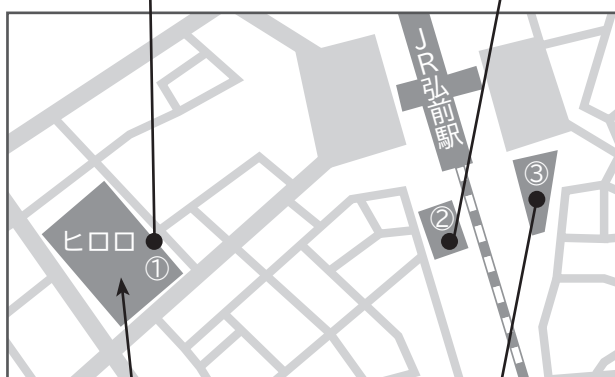
◎こんなことはありませんか？

- ・お金や通帳、印鑑などの管理ができない。なくしてしまう。
- ・病院の入院手続きや施設の入所手続きができない。わからない。
- ・不用になった家や土地を処分できない。遺産を相続できない。
- ・経済的な虐待を受けているかもしれない。
- ・トラブルに巻き込まれるかもしれない。
- ・障がいのある子どもで、親が亡くなった後の将来の生活を心配している。

◎成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守る援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

ヒロ口駐車場（入口） 弘前駅中央口駐車場



弘前圏域権利擁護支援センター（ヒロ口3階）

弘前駅城東口駐車場



「広報ひろさき」録音版の配布を希望する人は障がい福祉課（☎40-7036）まで。



マチイロ

「広報ひろさき」をアプリで読めます！「マチイロ」で検索（iOS・Android 対応）



弘前市誕生
130周年

